

令和2年 石川県商品流通調査 記入要領

I 記入上のお願

1 調査単位

- ・ 貴事業所単体での内容を記入してください。

2 調査対象品目

- ・ 貴事業所で生産・賃加工した製品のみが調査対象です。他の事業所^{※1}から受け入れ、全く加工をせずそのまま出荷する製品^{※2}は、調査対象ではありません。

※1:「他の事業所」には、関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みます。

※2:「そのまま出荷する製品」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てん等販売に伴う軽度の加工を含み、調査対象ではありません。

ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行う場合は、貴事業所の生産額に含めてください。

- ・ 金額は、いずれの項目も可能な限り、数量×工場出荷価格(消費税を除く)で計算し、記入してください。

- ・ 賃加工の品目^{※3}は、数量×加工賃又は加工賃収入で計算し、記入してください。

※3:「賃加工の品目」は、次の10品目のみが調査(記入)対象です。

047	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)(賃加工)	049	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)(賃加工)
051	その他の織物(賃加工)	054	染色整理(賃加工)
058	織物製衣服(賃加工)	060	ニット製衣服(賃加工)
085	印刷・製版・製本(賃加工)	163	その他のプラスチック製品(賃加工)
217	核燃料(賃加工)	230	他に分類されない金属製品(賃加工)

3 調査対象期間

- ・ 令和2年1月1日～12月31日の1年間について記入してください。この期間での記入が困難な場合は、この期間に最も近い1年間について記入してください。

4 調査票の提出

- ・ 調査票は下記提出先へ令和4年9月30日(金)までに同封の封筒により提出してください^{※4}。なお、提出前にコピーを1部控えておいてください。

※ 4:郵送のほか、下記ホームページより調査票の電子ファイル(Excel形式)を入手のうえ上記期限までに電子メールで提出いただいても構いません。その際、件名に「商品流通調査提出」と記載願います。

提出先・お問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県県民文化スポーツ部県民交流課統計情報室

経済産業グループ 担当:田村

電 話 : 076-225-1342(直通) <受付時間:9:00~16:30(土日祝を除く)>

E-mail : keisang@pref.ishikawa.lg.jp

【石川県商品流通調査ホームページ】

https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/news/syohin-r2/syoryu_info.htm

II 各項目の記入方法

<記入例>

(1 枚中 1)

提出期限	令和4年9月30日	印字されている情報に誤りや変更があれば、お手数ですが修正願います。	整理番号	99999	(1 枚中 1)
提出先	石川県県民交流課統計情報室 経済産業グループ				
連絡先	076-225-1342				
E-mail	keisang@pref.ishikawa.lg.jp				

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保障されています。

事業所所在地	〒0000-0000 石川県金沢市鞍月1-1	問い合わせ先	所属部署名	管理総務課
事業所名	株式会社いしかわ 有限会社		TEL	(000)000-0000
			フリガナ	トウケイ タロウ
			氏名	統計 太郎

調査票上段の「問い合わせ先」は、記入事項についての問合せ等に使用する場合がありますので、記入者様氏名、所属部署名、連絡先を記入してください。

①

	品目名	品目1	品目2	品目3	品目4
	調味料	二重線食品	冷凍調理食品		
	品目コード	100	030	=032=	031
(2)	消費税の扱い	101	☒ 1. 抜き	☐ 2. 込み	(原則、消費税抜きで記入してください)
(3)	自工場生産額	102	625 千円	0 千円	1,485 千円
(4)	うち自工場消費額	103	121 千円		383 千円
(5)	うち輸出出荷額	104	0 千円		12 千円
(6)	うち国内向出荷額	105	504 千円		1,090 千円
(7)	消費地別構成比	201	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	北海道	202	1.0 %		2.3 %
	東北計	203	5.0 %		4.1 %
	青森県	204	1.0 %		
	岩手県	205			
	宮城県	206	2.5 %		0.9 %
	秋田県	207			
	山形県	208			
	福島県	209	1.5 %		3.2 %
	不	210			
	関東計	211	30.0 %		23.0 %
	茨城県	212			
	栃木県	213			
	群馬県	214			
	埼玉県	215			3.8 %
	千葉県	216	3.2 %		
	東京都	217	18.5 %		17.2 %
	神奈川県	218	8.3 %		
	新潟県	219			2.0 %
	山梨県	220			
	長野県	221			
	静岡県	222			
	不	223			
	中部計	224	55.0 %		59.5 %
	富山県	225	10.3 %		12.7 %
	石川県	226	35.8 %		41.1 %
	岐阜県	227			1.2 %
	愛知県	228	8.9 %		3.0 %
	三重県	229			1.5 %
	不	230			
	近畿計	231	8.3 %		9.0 %
	福井県	232	5.1 %		5.5 %
	滋賀県	233			
	京都府	234	1.5 %		2.1 %
	大阪府	235	1.7 %		1.0 %
	兵庫県	236			0.4 %
	奈良県	237			
	和歌山県	238			
	不	239			
	中国計	240			
	鳥取県	241			
	島根県	242			
	岡山県	243			
	広島県	244			
	山口県	245			
	不	246			
	四国計	247			
	徳島県	248			
	香川県	249			
	愛媛県	250			
	高知県	251			
	不	252			
	九州計	253			2.1 %
	福岡県	254			
	佐賀県	255			
	長崎県	256			
	熊本県	257			
	大分県	258			
	宮崎県	259			
	鹿児島県	260			2.1 %
	不	261			
	沖縄県	262	0.7 %		

調査票上段の「問い合わせ先」事項についての問合せ等に使用がありますので、記入者様氏名、署名、連絡先を記入してください。

品目名・品目コードに印字された品目を生産していない場合は、自工場生産額に「0(ゼロ)」を記入するとともに、印字された品目名、品目コードに「= (二重線)」を引いてください。

印字されていない製品を製造している場合、品目表の品目例示を参考に、品目名・品目コードを記入し、その品目についても回答してください。

注意すべき事柄があれば、その旨記入してください。
(例) ・休業中のため出荷をしていない
・操業開始後未出荷のため出荷をしていない

工場出荷価格で記入できない場合は、記入した価格の考え方、算出方法を記入してください。
(例) ・酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の納付税額抜き
・国内向出荷額は「税込み」、輸出入出荷額は直接輸出のため「税抜き」
・輸出入出荷額は、直接輸出の税抜き額と商社経由で出荷した税込み額が混在

印字されていない製品を製造している場合、品目表の品目例示を参考に、品目名・品目コードを記入し、その品目についても回答してください。

- ・酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の納付税密取戻き
- ・国内向出荷額は「税込み」、輸出入向出荷額は直接輸出のため「税抜き」
- ・輸出入向出荷額は、直接輸出の税抜き額と商社経由で出荷した税込み額が混在

令和2年10月から〇〇株式会社と合併したため、1～9月分の生産のみ記入している。
10月以降の生産については、〇〇株式会社の回答に含めている。

– 2 –

① 品目名・品目コード ・記載された品目以外に、貴事業所で生産している品目(「品目表」参照)があれば、その品目についても記入してください。
② 消費税の扱い ・貴事業所の消費税の扱いに該当する項目の□にレ点チェックをしてください。
③ 自工場生産額 ・令和2年(1年間)に貴事業所内で生産した分のみ記入してください。<u>輸入品や他工場からの受入品は含めません。</u> ・「④うち自工場消費額」、「⑤うち輸出向出荷額」、「⑥うち国内向出荷額」の合計と一致しなくても構いません。
④ うち自工場消費額 ・貴事業所で生産した製品のうち、貴事業所で生産する他の製品の原材料や研究開発用等として消費した分を記入してください。
⑤ うち輸出向出荷額 ・貴事業所から出荷した製品のうち、直接又は商社等を通じて輸出向けに出荷した分を記入してください。 ・税込みで記入している場合に、直接輸出等のため税抜きでしか記入できないときは、その旨を備考欄に記入してください。
⑥ うち国内向出荷額 ・貴事業所から出荷した製品のうち、国内向けに出荷した分を記入してください。 ・同一企業内の他工場へ原材料として出荷した分も含みます。その場合は市価に換算して記入してください。
⑦ 消費地別構成比 ・「⑥うち国内向出荷額」に記入した製品について、最終消費地別の構成比を都道府県別に記入してください。 ・品目ごとの合計が100.0%となるよう、小数点第1位まで記入してください。 ・都道府県別には分からない場合は、地域ごとに末尾の「不明」欄に記入してください。 ☆最終消費地とは☆ ○ 製品が最終製品(=それ以上加工されないもの)である場合 ➡ 同製品を購入して実際に使用する企業や消費者(販売先)の所在する地域となります。 ○ 製品が部分品・中間製品(=次工程に組み込まれるもの)である場合 ➡ 次工程の生産活動を行う地域となります。 ○ 受託生産を行っている場合(賃加工の品目の場合) 1. 発注事業所(委託元)がその製品に更に加工等を加えるとき ➡ 発注事業所(委託元)の所在する地域となります。 2. 発注事業所(委託元)では加工等を行うことなく他の事業所へそのまま出荷しているとき ➡ 他の事業所(委託元の出荷先)が所在する地域となります。分からない場合は、お手数ですが、発注事業所(委託元)に照会する等して記入してください。 ※どうしても分からない場合は、記入様者の経験に基づき、可能な範囲で消費地を推測して記入してください。

Ⅲ よくある御質問

御質問	回答
工場出荷価格とは何か。	消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、生産した製品を他の事業者や販売店等へ出荷する際の価格です。荷造料は含めません。
工場出荷価格では記入できない。	記入できる価格で記入し、備考欄にその価格の考え方や算出方法を記入してください。
在庫の取扱いはどうすればよいか。	令和元年以前の在庫は、調査対象外です。
当事業所の本社や発注事業所でしか詳細が分からない。	お手数ですが、本社・発注事業所等の関係先へ確認し記入してください。
関係先へ確認したが、最終消費地がどうしても分からない。	記入者様の経験に基づき、可能な範囲で消費地を推測して記入してください。
当事業所から他に委託し生産している製品は調査対象になるか。	調査対象外です（受託者側で記入します）。
休業中（操業準備中）だが、記入しなければならないか。 操業開始後未出荷等があるが、記入しなければならないか。	備考欄にその旨を記入の上、判明している額のみ記入してください。
調査票を紛失・破損した。 品目を追加記入し切れない。	石川県商品流通調査ホームページ (https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/news/syohin-r2/syoryu_info.htm) から調査票ファイルをダウンロードし、記入してください。ダウンロードできない場合は、1ページの「提出先・お問い合わせ先」へご連絡ください。
回答内容を訂正したい。	郵送回答の場合は、1ページの「提出先・お問い合わせ先」へご連絡ください。 メール回答の場合は、訂正後の調査票ファイルをメールで提出してください。